

地方創生に係る包括的業務連携に関する協定書

貝塚市(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は相互の連携により、地方創生の深化に資するため、次のとおり協定を締結する。

第1条(目的)

本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、地域の課題に適切に対応し、個性豊かで魅力ある地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

第2条(連絡窓口の設置)

甲と乙は、それぞれの業務連携に係わる窓口を設置し、必要な協力を行うものとする。

第3条(業務連携の範囲)

甲および乙は、地方創生の深化に資するため、双方の強みや特徴が活かせる業務について業務連携を行うものとする。

2 業務を効果的に推進するための具体的な取組内容および実施方法については、法令等も鑑み、甲乙協議の上、取組毎に別途取り決める。

3 業務連携の遂行により発生する費用の甲乙の分担については、都度協議とする。

4 甲および乙は、業務連携促進のために必要な範囲で、業務連携に関連する参考資料及び情報を相手方に提供する。

第4条(守秘義務)

甲および乙は、業務連携により知り得た秘密情報を第三者に開示、または漏洩しないものとする。ただし、次に掲げる情報については、この限りではない。

(1) 知り得た時点で既に公知であったか、甲または乙の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(2) 事前に書面(電子媒体を含む)にて第三者への開示につき承諾を受けている情報

(3) この業務連携と無関係に甲または乙が独自に知り得た情報

(4) 法令等に定めがあり、官公庁から開示を求められた情報

2 前項の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した場合であっても、本協定終了後3年間はなお有効に甲乙を拘束するものとする。但し、顧客情報についての守秘義務は、本協定書の期間に関わらず、有効とする。

3 甲および乙は、秘密情報を厳重に管理し、保持する義務を負う。

第5条(目的外使用の禁止)

甲および乙は、業務連携により知り得た秘密情報を、第1条の目的以外に使用してはな

らない。

第6条（解除）

甲および乙は、書面による1か月前の通知をもって、本覚書を解除することができる。

第7条（協定期間）

本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙のいずれからも何ら申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 第4条および第5条に定める義務は、前項の定めに関わらず本協定終了後も存続するものとする。

第8条（協議による解決）

本協定に定めのない事項または本覚書の条項を運用するにあたり、甲と乙の間に疑義が生じた場合には甲と乙とは誠意をもって協議のうえ、解決する。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上、各1通を保管する。

平成28年9月21日

甲 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市長

藤原 龍男

乙 大阪府大阪府中央区4丁目1番2号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

栗田 正

理事 大阪南支店長